

富山地方裁判所 令和元年（ワ）第172号, 令和2年（ワ）第216号,
令和3年（ワ）第181号 違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外7名

被告 金 井 豊 外2名

令和5年5月17日

回 答 書

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩 淵 正 明 先生

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光 信



令和5年4月19日付け「当事者照会書」については、下記のとおりです。

記

令和5年4月19日付け「当事者照会書」記載の照会事項については、いずれも、補助参加人に「回復することができない損害が生ずる」ような被告らの「法令若しくは定款に違反する行為」の有無という標記訴訟の争点との関連性を欠いており、民事訴訟法163条に規定された「主張又は立証を準備するために必要な事項」に該当しないため、回答いたしません。

以 上